



青森県報

第二千五百五十四号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

平成十五年一月三十一日号外第七号告示中……………(河川砂防課) ……七

規 則

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十三号

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立保健大学条例施行規則(平成十年十二月青森県規則第百十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「大学に、」を「大学に置く」に、「として、健康科学研究研修センターを置く」を「は、次のとおりとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 健康科学教育センター
- 二 健康科学研究センター

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

告 示

目 次

規 則

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

告 示

災害対策基本法による指定地方公共機関の指定……………(防災消防課) ……二

臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力開発課) ……二

保安林の指定予定……………(林政課) ……二

道路の区域の変更……………(道路課) ……二

道路の供用の開始……………(同) ……三

過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了……………(同) ……四

公有水面埋立地の用途変更の許可……………(河川砂防課) ……四

公有水面埋立ての承認……………(同) ……五

建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……六

右 同……………(十和田県土整備事務所) ……六

公安委員会……………(生活安全課) ……七

型式の検定適合遊技機……………(企画課) ……七

正 誤

青森県告示第百四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定による指定地方公共機関を次のように指定する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青い森鉄道株式会社

青森県告示第百五号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称 青森県立青森高等技術専門学校	職業訓練の種類 ・普通職業訓練 ・短期課程	対象者 公共職業安定所 職業訓練指導員 受講者 受講者 推薦者	訓練科 OA事務科	訓練期間 六月	定数 前期 〇人 後期 〇人
--	-----------------------------	--	--------------	------------	----------------------------

青森県告示第百六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第

二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
西津軽郡岩崎村大字大間越字上小屋野一三七の六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び岩崎村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
----------	----------	---------	-----------------------	---------------	-----------------------	-----------------------	--------

4		3		2			1				
国		県		県			県				
道		道		道			道				
三三八号		五所川原岩木線		鶴ヶ坂千刈線			夏泊公園線				
下北郡佐井村大字佐井字磯谷二七九の一七まで		弘前市大字折笠字宮川五の一まで		青森市大字新城字山田二二の四から 青森市大字新城字平岡一七七の一まで			青森市大字新城字山田二八の一から 青森市大字新城字山田二二の四まで				
後	前	後	前	後	後	前	後	前	後	前	前
七二・〇〇メートル	七二・〇〇メートル	二九・五〇メートル	三九・五〇メートル	三六・四〇メートル	一〇・六〇メートル	一〇・六〇メートル	二六・四〇メートル	一〇・八〇メートル	五九・〇〇メートル	五九・〇〇メートル	二六・五〇メートル
から	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
三三〇・〇〇メートル	三三〇・〇〇メートル	二〇〇・〇〇メートル	二二一・〇〇メートル	三八三・八〇メートル	三八五・一〇メートル	三八五・一〇メートル	一〇八・三四メートル	一〇九・四〇メートル	三、五九三・二〇メートル	三、五九三・二〇メートル	三、五四六・六〇メートル
メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル

青森県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木村守男

国道 三三八号	県道 五所川原岩木線	路線名	供用開始の区間	供用開始日
			弘前市大字宮館字宮館沢七の二から 弘前市大字折笠字宮川五の一まで	平成一五・三・三
			下北郡佐井村大字佐井字磯谷二七九の一七まで	〃

青森県告示第二百九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第一項後段の規定により告示する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
島守是川線	三戸郡南郷村大字島守字内山四の五から三戸郡南郷村大字島守字帳塚九の三まで	改築（道路改良）	平成 一五年三月三十一日

青森県告示第二百十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年八月二十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第十三条ノ二第一項の規定により、平成十五年三月二十四日次のとおり埋立地の用途の変更を許可したので、同条第二項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 許可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 許可を受けた者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 逢坂雄一

二 用途の変更に係る埋立地の位置、区域及び面積

1 位置

2 区域

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸四九の九から五〇の二一に至る地先公有水面

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十一年の春分の日の満潮位（T・P・プラス〇・五二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点トンネル（北緯四〇度五四分〇〇秒六八〇、東経一四〇度五二分〇二秒五九二）から三八度一七分四六秒九二、七六三・二四メートルの地点

- の地点 Aの地点（原点 北緯四〇度五四分二〇秒一六、東経一四〇度五二分二秒七三）から二一六度三〇分四〇秒一九一・六〇メートルの地点
- の地点から一一六度三三分五四秒一五・六五メートルの地点
- の地点から一九六度三三分二秒三五・四四メートルの地点
- の地点から二〇〇度〇二分四三秒七八・七七メートルの地点
- の地点から二〇四度三七分二五秒二六・四〇メートルの地点
- の地点から二九四度四六分三一秒一四・三三メートルの地点
- の地点から二〇度〇八分二九秒三五・八五メートルの地点
- の地点から二一六度五二分二秒三五・〇〇メートルの地点
- の地点から二二〇度一四分一秒一七・〇三メートルの地点
- の地点から三〇六度五二分二秒五〇・〇〇メートルの地点
- の地点から三三二度三六分〇二秒七七・六五メートルの地点
- の地点から一〇八度二六分〇六秒六・三三メートルの地点
- の地点から六三度二六分〇六秒六・七一メートルの地点
- の地点から四五度〇〇分〇〇秒一八・三九メートルの地点
- の地点から三九度〇五分三八秒四一・二三メートルの地点
- の地点から三五度一三分〇三秒四一・六二メートルの地点
- の地点から三三度四一分二四秒二一・六三メートルの地点
- の地点から二八度〇四分二一秒三四・〇〇メートルの地点

3 面積

八、九二〇・〇〇平方メートル

三 用途の変更の内容

埋立地の用途を次のとおり変更する。
史跡公園及び分譲地

青森県告示第二百一十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、平成十五年三月二十四日次のとおり公有水面の埋立ての承認をしたので、同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 承認を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 承認を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目一之三

国（国土交通省）

2 代表者の氏名

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三の二五及び五六の二と隣接する国道二八

〇号道路敷地の地先公有水面

2 区域

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び〇〇一の地点と〇〇七の地点を結ぶ平成十三年の春分の日の満潮位（T・P・プラス〇・三一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 四等三角点網不知（北緯四一度一三分〇一秒七六、東経一四〇度三三分

〇三秒六三）から一一四度五九分〇五秒四八三・九二メートルの地点

〇〇一の地点 基点一から一〇五度二九分五〇秒四三・六三メートルの地点

〇〇二の地点 〇〇一の地点から三〇六度四六分一四秒二九・五二メートルの地

点

〇〇三の地点 〇〇二の地点から三〇八度二五分一〇秒一九・六五メートルの地

点

〇〇四の地点 〇〇三の地点から三二〇度〇九分五九秒一九・六六メートルの地

点

〇〇五の地点 〇〇四の地点から三二二度三八分二三秒一九・七五メートルの地

点

〇〇六の地点 〇〇五の地点から三二三度五三分二三秒一九・八五メートルの地

点

〇〇七の地点 〇〇六の地点から三二四度〇七分一八秒一八・五四メートルの地

点

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び〇〇一の地点と〇〇八の地点を結ぶ平成十三年の春分の日の満潮位（T・P・プラス〇・三一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 四等三角点網不知（北緯四一度一三分〇一秒七六、東経一四〇度三三分

〇三秒六三）から一〇六度一四分一四秒三三八・〇三メートルの地点

〇一の地点 基点二から八七度〇九分四七秒一五・〇七メートルの地点

〇〇九の地点 〇一の地点から一三四度一分五秒一八・四〇メートルの地

点

〇〇八の地点 〇〇九の地点から一三〇度二六分一秒二〇・〇五メートルの地

点

3 面積

の区域 七七九・三五平方メートル

の区域 一〇四・四六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五二、五三の二五及び五六の二と隣接する国道二八〇号道路敷地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び〇〇一の地点とセ一一の地点を結ぶ平成十三年の春分の日の満潮位（T・P・プラス〇・三一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 四等三角点網不知（北緯四一度一三分〇一秒七六、東経一四〇度三三分

〇三秒六三）から一一四度五九分〇五秒四八三・九二メートルの地点

〇〇一の地点 基点一から一〇五度二九分五〇秒四三・六三メートルの地点

セ一〇の地点 〇〇一の地点から一〇四度一九分二秒一〇・八六メートルの地

点

セ〇九の地点 セ一〇の地点から一〇六度一〇分四四秒一六・五五メートルの地

点

セ〇八の地点 セ〇九の地点から三〇六度四一分四六秒一五・五五メートルの地

点

セ〇七の地点 セ〇八の地点から三〇七度一九分一六秒四九・四六メートルの地

点

セ〇六の地点 セ〇七の地点から三〇九度三一分三三秒二八・四三メートルの地

点

セ〇五の地点 セ〇六の地点から三一二度〇二分四六秒五七・七二メートルの地

点

セ〇四の地点 セ〇五の地点から三一二度二二分三秒五八・六六メートルの地

点

セ〇三の地点 セ〇四の地点から三一二度二二分二四秒二〇・五九メートルの地

点

セ〇二の地点 セ〇三の地点から三一二度二〇分三三秒一・一六メートルの地

点

セ〇一の地点 セ〇二の地点から三二〇七度〇〇分〇九秒一五・六三メートルの地

点

セ一一の地点 セ〇一の地点から三二四度二〇分四一秒六・八〇メートルの地

点

四 埋立地の用途
道路用地

三、一四六・七二平方メートル

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 株式会社清水電気

二 代表者の氏名 清水 清志

三 主たる営業所の所在地 八戸市城下四丁目一六の一八

四 許可番号 青森県知事許可（特・一〇）第一五三二号

五 取消年月日 平成十五年三月十八日

六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 有限会社六ヶ所高速運輸

二 代表者の氏名 中嶋 和彦

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館六六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第一六三六二号

五 取消年月日 平成十五年三月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類 型 式 名 製造業者又は輸入業者名

正

誤

平成一五年三月三十一日	発行年月日	区	分	番	号	ページ	段	行	誤	正
号外第七号	告示第六号	七	上	一	漁港集落排水処理施設用地	漁業集落排水処理施設用地				

河川砂防課

〃	回胴式遊技機	〃	〃	〃	〃	〃	ぱちんこ遊技機
マリーカーニバル	ブルーファンゲ	CR浮世絵VS	CR浮世絵VS2	CR浮世絵GS2	CR浮世絵GS	CRくるんくるん2	CRびつくりマシーン
株式会社アリストクライトテクノロジーズ	株式会社エイベックス	〃	〃	〃	株式会社ソフィア	〃	株式会社銀座

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭